

令和7年度滋賀県芸術文化祭オープニングイベント事業 業務委託仕様書

1 業務事業名

令和7年度滋賀県芸術文化祭オープニングイベント事業

2 事業目的

滋賀県芸術文化祭（※）の開催を記念し、県内文化団体等に発表の場を提供するとともに、親子で楽しめる文化芸術の体験および鑑賞機会を提供することで、多様な主体や世代の交流を促進する。また、県北部地域の文化芸術関係者との協力・連携により北部振興につなげる。

※滋賀県芸術文化祭は、県民の皆様が日頃の芸術文化に関する創作活動の成果を発表するとともに、優れた芸術文化に親しみ鑑賞していただくため毎年開催しており、今年55回目を迎えるもの。滋賀県芸術文化祭実行委員会が主催する公募展、「滋賀県写真展覧会」、「滋賀県文学祭」、「滋賀県美術展覧会」に加えて、県民の皆様が主体的に企画・実施する事業を「参加事業」として募集し、一層の盛り上げを図っている。今年度は、開催時期を本事業実施日である令和7年8月30日（土）から令和8年1月31日（土）までとして実施する。

3 事業の実施体制

（1）実施体制

第55回滋賀県芸術文化祭（以下「芸術文化祭」という。）の実施に当たり、県域の芸術文化団体、関係行政機関等で構成する滋賀県芸術文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織し、芸術文化祭の総括的な企画・広報・運営を行うものとする。本事業の実施に当たっては、実行委員会に所属する県内文化団体等に呼びかけ、幅広い分野の団体が参画し、連携や協力が促進されるよう、事業の企画・運営を行う。

（2）事務局

本事業の受託者が担い、実施にかかる連絡調整や会計処理などの実務を行う。

4 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）10月31日（金）まで

5 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

（1）概要

開催日時：令和7年8月30日（土）10時～15時（予定）

[準備・設営] 令和7年8月29日（金）13時～21時30分

令和7年8月30日（土）8時30分～10時

[撤去] 令和7年8月30日（土）15時～16時

会場：長浜市文化芸術会館（長浜市大島町37）

※学習集会室1を除く全ての施設を使用することができる全館貸切り

対象：子ども連れファミリー層、芸術文化祭の認知度が低い傾向にある若年層

実施内容：県内文化団体等によるステージ公演、ワークショップ、作品展示、活動紹介展示等
入 場 料：無料

※ワークショップ参加料についても原則無料とすること。

出演者・出展者：実行委員会に所属する県内文化団体のうち、出演・出展希望があった団体のほか、提案があった者とし、県と協議の上決定すること。

配 布 物：館内マップ等

(2) 開催に係る業務内容

ア イベントの準備・連絡調整・運営に関すること

(ア) イベント実施に向けた打合せを県と定期的実施すること。プログラム内容や演出、構成等を調整し、県と協議の上決定すること。

(イ) イベントの運営を行うこととし、イベント全体の演出、催しを実施するための必要経費は委託料に含めること。

(ウ) 前日リハーサルおよびイベント当日にかかる施設使用料(空調使用料込み) 69,700 円および付帯設備使用料についても、委託料に含めること。なお、付帯設備使用料は料金表を参考に見積もること。

(エ) イベントにおいては、県内文化団体が出演するステージ公演(4 団体程度、各 20 分程度)、県内文化団体が出展するワークショップ(8 団体程度)および県内文化団体が出展する作品展示(2 団体程度)を設けること。なお、県内文化団体の出演者および出展者の決定は、県が行うものとする。

(オ) イベント出演者等との出演・出展交渉、連絡調整については、受託者が行うこと。ただし、県内文化団体および県関係団体との、ステージ公演内容やワークショップの運営方法、展示方法等の連絡調整は、県が行うものとする。また、出演者等への謝礼および旅費ならびにその他必要経費の支払いは受託者が行うこと。なお、県内文化団体のステージ公演出演およびワークショップ・作品展示出展にかかる謝礼は、3 万円(税・交通費など一式込み)を上限に実費相当額を支払うこと。

(カ) イベント準備から実施までの工程表を作成すること。

(キ) イベント運営のためのタイムテーブル、進行台本、スタッフ運営マニュアル、会場配置図等、事業を実施する上で必要な各種資料を作成すること。なお、タイムテーブルについては、別紙を参考に提案すること。

(ク) 来場者のための様々な誘導(案内用サインの設置を含む)・会場美化・警備・救護対策を行うこと。

(ケ) イベントの開催に当たり、チラシや SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。また、チラシのイメージや仕様、配布枚数についても提案による。なお、チラシ等の作成に当たっては、別途県が指定するマーク等を使用すること。また、当日配布用の会場マップも併せて作成すること。

(コ) イベント当日の運営、安全管理に必要な人員を受託者において配置すること。舞台スタッフについては、受託者において手配すること。また、参加者の安全確保に当たり、イベント賠償責任保険等に加入すること。

- (サ) ステージ公演において字幕表示および手話通訳を行うなど、障害のある方に配慮したイベント運営を行うこと。
- (シ) その他、イベントの中止や事故等の事態の発生時の参加者等への対応を行うこと。

イ イベントの企画に関すること

- (ア) 委託業務の趣旨・目的に合致する内容とすること。イベントタイトルについては提案による。
- (イ) 文化芸術活動者等によるステージ公演（転換含めて1時間以内）を1公演程度実施すること。出演者については提案によるものとするが、本イベントへの来場意欲を高める内容とすること。
(これまでの実績：シエナ・ウインド・オーケストラ（令和6年度）、片山幸宏氏（令和4年度）等）
- (ウ) 文化芸術活動者等によるワークショップを1件以上実施すること。出展者については提案によるものとするが、参加無料で実施できるものとする。
- (エ) オープニング時から来場してもらえるような集客策を提案すること。
- (オ) エンディング時まで滞在してもらえるような企画を提案すること。

ウ イベント会場の設営、装飾および撤去に関すること

- (ア) 実施に必要な資材、備品等の手配および搬入、会場の設営および撤去を行うこと。
- (イ) 設営物について、設置の可否や貸出し可能備品等は、会場である長浜文化芸術会館に事前に確認すること。
- (ウ) イベント開催に必要な装飾（ステージや動線装飾を含む）を検討すること。
- (エ) イベント開催に当たり、5 業務内容（1）概要に記載の準備・設営時間内に、設営および出演者のリハーサル等を行うこと。
- (オ) イベント終了後は速やかに清掃・撤去作業を行い、当日16時までに完了させることとし、会場の清掃・撤去に際して発生する廃棄物の処理を含め、原状回復すること。

6 成果品

本事業の成果品として以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

- (1) 事業報告書（写真を用いて、実施状況が分かるもの。また、本事業の効果や今後の展望についても言及すること。）
- (2) 作成した成果物一式（作成したチラシ、プログラム、記録映像・写真等）
- (3) 上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R等）

7 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的

判断等を再委託することはできない。

(3) 受託者は、(1)により承認を受けた再委託先の行為について、すべての責任を負う。

8 その他、業務の実施にあたっての留意事項

(1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。

(2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

(3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

(4) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。

(5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。

(6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。

(7) 本業務が、会見検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。

(8) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。